

虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為を行いません。

2. 虐待の定義

1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

2) 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得る事。

3. 虐待防止に係る委員会の設置

1) 当施設は、虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置します。

2) 委員の構成、委員会の職務、運営等に関しては別途委員会要綱に定めることとします。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する内容とします。

2) 研修は年 2 回以上実施します。また新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施します。

3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職

位等の如何を問わず、厳正に対処します。

- 2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制（別紙1 対応のフローチャート参照）

- 1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につながるよう努めます。
- 2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- 3) 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7. 成年後見制度の利用支援

入所者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

8. 利用者等に対する指針の閲覧

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

9. その他虐待防止のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

(別紙 1)

